

公益財団法人 三菱 UFJ 国際財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人三菱 UFJ 国際財団(以下「この法人」という)の定款第18条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対して職務執行の対価として報酬等を支払うことができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、第4条第4項に規定する退職慰労金を支払うことができる。
- 4 評議員には、定款第18条に定める金額の範囲内で、報酬等を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬総額は、別表第1「年間報酬総額」に定める金額以内とする。

- 2 理事長は、理事会の承認を経て、その総額の範囲内で各々の理事に配分するものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬等は、別表第2「非常勤役員の報酬」に基づき支払うものとする。
- 4 常勤役員に対する退職慰労金は、別表第3「常勤役員退職慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 5 評議員に対する報酬等は、定款第18条に定める金額の範囲内において別表第4「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員にあつては別表 2 に基づき、評議員にあつては別表 4 に基づき、各月分を毎月一定の定まった日に、月額をもって支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経て行なう。

(補則)

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることができる。

附則

(1) この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に基づく公益財団法人三菱 UFJ 国際財団の設立の登記の日から施行する。

(2) 平成 25 年 6 月 6 日 (2013 年 6 月 6 日) 別表第 2、別表第 4 を変更

(3) 2023 年 6 月 16 日 第 5 条 2 項、別表第 2、別表第 4 を変更

別表第1「年間報酬総額」

理事：13,500 千円

監事： 400 千円

別表第2「非常勤役員の報酬」

理事会等に出席した場合、税金を除いて一人一律 20,000 円

別表第3「常勤役員退職慰労金の算出要領」

算定基礎額×役位別係数×在任期間(年単位)

別表第4「評議員の報酬」

評議員会等に出席した場合、税金を除いて一人一律 20,000 円